

議事要旨(2)企業結合専門委員会の検討状況について

布施専門委員から、審議事項「(2)-1 企業結合・事業分離等会計基準に関する適用指針の見直し」に基づき、企業結合・事業分離等会計基準の改正適用指針は、年内の公表を目標としていること、現在、適用指針の見直し項目として、公開草案時に提案したものに加え、以下のような項目について、公開草案後に提案することについて説明が行われた。

- ・ 企業結合会計基準と連結原則の適用範囲の明確化
- ・ 合併等が非適格組織再編に該当した場合に生じる資産調整勘定等に係る税効果の取扱いの改正
- ・ 持分の結合における対価に自己株式が含まれる場合の会計処理の会社計算規則に合わせた改正
- ・ 完全親子会社関係にある会社分割における対価が支払われない場合の会計処理
- ・ 株式交換や株式移転における完全子会社が保有する自己株式への親会社株式の割当の会計処理
- ・ 子会社から他の子会社への分割型会社分割が行われた場合の株主（親会社）の会計処理

続けて、河本専門研究員から、審議事項(2)-2「パーチェス法が適用される合併等ののれんに係る税効果の処理（非適格合併等の場合）」に基づき、上記の公開草案後に提案する項目のうち、合併等が非適格組織再編に該当した場合に生じる資産調整勘定等に係る税効果の取扱いについて、現在の適用指針では、のれん（又は負ののれん）は取得原価の配分残余であるため、のれんに対する税効果は認識せず、会計上ののれんの当初計上額と税務上ののれんの当初認識額との差額に対して税効果を認識しないとしているが、税務上の資産調整勘定又は差額負債調整勘定について、会計上は、のれんに対する税務上の帳簿価額とみるのではなく、別のものと整理して、その全額を一時差異として取り扱うこととする改正案が説明された。

これらの説明に対して、委員から、公開草案後の提案がされているが、再公開草案とするかどうかの判断はどのように行うのかというコメントがあった。

これについて、事務局から、コメント対応により変更する場合でも、再公開にするかどうかは、公開草案からの変更度合いによると考えられるが、今の段階では再公開までは検討していない旨の回答があった。

以上